

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01394

研究課題名(和文)実効的な民事執行のための債務者情報の獲得

研究課題名(英文)Obtaining Information on the Debtor's Assets for Effective Civil Enforcement

研究代表者

渡部 美由紀(WATANABE, MIYUKI)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：40271853

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：新設された第三者情報取得手続は、第三者の情報提供義務の根拠、手続対象の範囲、不奏功要件の要否等引き続き検討すべき点は残されているものの、改正された財産開示手続を含めて、利用件数は順調に増えており、今後の推移が注目される。他方、弁護士会照会制度はそもそも債務名義の実現を目的としたものではなく、照会先の負担や情報取得の不安定さに問題が残る(広義の仲裁の利用による報告義務の確定は有効であろう)。本研究では、それらの手続の特性を踏まえ、相互関係や手続利用の指針を提示した。また、消費者裁判手続特例法に係る財産の保全など、情報取得の必要性は高いが債務名義がない場合についても、今後検討が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

債務名義を基礎として金銭執行を行うには、債権者が債務者の財産状況等について一定の情報を取得していることが前提となっている。しかし、これまで、この点についての制度的手当ては必ずしも十分ではなかった。本研究は、近時の民事執行法の改正により、新たな債務者の財産情報を取得するため制度が導入された現状において、民事執行の申立てにおける債権の特定程度、債務者による財産開示制度、第三者からの情報取得制度および弁護士会照会制度等の関連する現行法下の諸制度を整理・分析し、その課題と相互関係等を示すものである。この問題をめぐる現状理解を容易にし、今後の運用指針を示唆する点で学術的・社会的意義があると思われる。

研究成果の概要(英文)：The newly established procedures still contain problems, such as the basis for the third parties obligation to provide information, the scope of information, and the requirements for use. However, the number of uses is steadily increasing, and future trends are attracting attention. On the other hand, the Bar association inquiry is not only intended for civil enforcement, there are problems such as the burden on the reference and the instability of information acquisition (the use of arbitration in a broad sense would be effective in determining the obligation to accept inquiry). In this study, based on the characteristics of these procedures, their mutual relationships are analyzed and the guidelines for the use of procedures are presented. In addition, it will be necessary to consider the case where the obligee does not have a title of obligation, but the need to obtain obligor's information is high, such as the preservation of assets related to proceedings for corrective redress.

研究分野：民事手続法

キーワード：民事執行法 債務者の財産情報の取得 弁護士会照会

1. 研究開始当初の背景

金銭執行においては、債権者が執行の対象となる債務者の財産を特定する。とくに債権執行を行う場合、例えば、執行対象となる預貯金等の金融資産は、債権者がほぼ確実に回収できる財産として極めて重要な位置を占めるが、債権者が債務者の金融資産の情報を精確に知ることは困難である。預金債権を対象とする執行申立てにおいては、ある程度概括的な特定が認められているものの、金融実務に鑑み、取扱店舗の特定は必要である。取扱店舗を特定しない探索な差押えに対して、判例は消極的な態度を見せている。この場合の執行においては、債権者・債務者の執行に巻き込まれる金融機関等の第三債務者の負担が考慮される。対象債権の特定を厳格に求める一方で、債権者に債務者財産情報を取得する手段がないならば、債権者は、債務名義を有していても、その権利の実現ができなくなる。

実効的な民事執行手続を構築するためには、債権者が債務者の財産状況についての情報を取得するための制度の確立が不可欠であるという問題意識は共通のものとなっており、平成15年民事執行法改正により、債務者自身による財産開示制度が導入された。しかし、利用のための要件が厳しく、これに従わない場合の制裁も不十分であり、出頭率も低いなどその実効性には疑問が呈されていた。そこで、研究開始当初、財産開示制度の改正と新たな第三者からの情報取得制度の導入に向けた民事執行法改正の議論がすすんでいた。

他方、民事執行法以外に、債務者の財産情報を取得するための制度として、弁護士会照会（弁護士法23条の2）があり、実務において広く利用されている。しかし、弁護士会照会に対する照会先の報告義務をめぐっては争いがあり、弁護士会から照会先に対する報告義務確認請求および損害賠償請求を否定する最高裁判決（最判平成29・10・18民集70巻7号1725頁、最判平成30・12・21裁時1715号29頁）が登場したこともあり、制度の実効性を確保するための方策の確立が課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、わが国の民事執行制度をより実効的なものにするために、民事執行手続において、債権者が、債務者に係る情報を獲得するための方策を調査・分析し、現行制度の問題点を明らかにするとともに、適切かつ有効な情報獲得制度のあり方を提示することを目的とする。具体的には、民事執行の申立てにおける債権の特定の程度、財産開示制度、弁護士会照会制度および令和元年改正民事執行法により導入された第三者からの情報取得制度等、現在議論の俎上に乗っている関連諸制度を中心的な研究対象とし、第三者の守秘義務や個人情報保護制度との関係を踏まえたうえで、この問題に関する包括的な研究を行い、改正法下での運用の提言を行いたい。

3. 研究の方法

主として、国内外の当該分野に係る関連書籍、論文、手続の利用データ等の文献資料、および立法資料等を収集し、これを分析・検討することによる。また、研究会等の場において、実務家・研究者からの意見を仰ぎ、最終的に、以上の結果を取りまとめて、論文を執筆し、公表する。

4. 研究成果

令和元年民事執行法改正では、財産開示手続について、機能不全が指摘されていた手続の実効性を高めるため、債務名義の制限の廃止（旧197条1項括弧書きの削除）および罰則の強化（過料ではなく刑事罰とする）がされた。また、債務者以外の第三者からの情報取得手続が新設され、これによって、不動産執行・債権執行に必要な登記所からの不動産情報、市町村・年金関係機関からの勤務先情報、金融機関・振替機関等からの預貯金・振替社債等口座情報の取得が可能になった。従来、この種の情報獲得には、主として弁護士会照会制度が用いられる一方、同制度の限界も指摘されていたところであり、新設された手続は実務面・理論面で重要な意義を有するものと思われる。実務においても、財産開示手続の利用件数は急増し、また第三者情報取得手続については預貯金等情報取得手続を中心として順調に利用されているという報告があり、今後の推移が注目される。もっとも、手続の利用要件については、第三者情報取得手続の対象となる情報の範囲、不奏功要件の要否、第三者の情報提供義務の根拠等、引き続き検討すべき点が残されている。

また、弁護士会照会制度については、秘密裡に数回にわたって情報を得ることができ、その対象範囲についてもとくに限定がないことから、民事執行法上の制度よりも広く債務者の財産情報を収集できるという点でメリットがある。しかし、弁護士会照会制度は、債務名義の実現を目的とした制度ではなく、弁護士を依頼しない債権者はそもそも当該制度を利用することができないほか、照会を行うか否かは、弁護士会の審査によって決まるところ、この審査によって照会先の報告義務の有無が一義的に確定するという建付けにはなっておらず、また、照会先の報告義務についても明文規定がないため、不安定さが残る。照会を受けた照会先は、弁護士会に対して、公法上の義務を負うことになるが、他方で、情報帰属主体のプライバシーや秘密等の利益を保護する立場にあり、判例によれば、漫然と照会に応じた場合には損害賠償責任を追及される可能性

があるため、報告義務の存否を判断する負担は極めて大きい。報告義務の存否に争いがある場合、これを確定する手段としては、従来訴訟が用いられてきたが、前述の最高裁判例により、少なくとも弁護士会には、訴訟により報告義務の履行を確保する途はなくなった。そのため、報告義務の履行確保手段の確立が課題になっている。これについては、広義の仲裁の利用により、報告義務を確定する方策の有用性を検討した。

預貯金債権を対象とする執行についてみると、将来的には、債務名義の実現を実効化するための情報取得は、原則として、裁判所を通じた民事執行法上の手続によるべきものと思われる。また、預貯金等情報取得手続は、財産開示手続の前置を要求していないから、まずは預貯金等情報取得手続を試み、それがうまくいかなかった場合に財産開示手続を試みることになる。

なお、民事執行法上の債務者財産情報取得手続は、債務名義の存在を前提とした要件設定になっていることから、これを利用できる場合は限定される。例えば、消費者裁判手続特例法に係る訴訟においては、債務者として逃げ足の速い悪質事業者が想定され、実効的な民事執行により消費者被害を回復する前提として債務者財産の保全（仮差押え）が重要な意味をもつ。その申立てをするにあたり、迅速に債務者情報を取得する必要性は極めて高いが、消費者裁判手続特例法に係る訴訟における原告である特定適格消費者団体は、直接に債務者に対する債権を有しているわけではなく、債務名義を取得していることは考えられないから、民事執行法における債務者情報取得以外の方法による債務者情報の取得を検討せざるを得ない。このような点についても、引き続き検討が必要であろう（消費者裁判手続特例法に係る訴訟に限り仮差押えの申立て要件を緩和するという方策もありえようか）。

財産形態の多様化が進む今日ではとくに債権を典型とする無形の財産についての債務者財産情報を把握するための手続整備は世界各国において重要な課題となっている。例えば、ドイツ法では、財産開示手続のほか、債務者の使用者に関する条項、金融機関に保有する口座に関する情報等について執行官の情報取得権が認められている。これについては、情報取得の主体、裁判所の関与のほか日本法と手続的に異なる部分があり、密行性や債務者の手続保障に着目して、さらに比較検討を加えるべきものと思われるが、研究年度内に十分な分析・検討ができなかったため、引き続き研究を続け、その成果をまとめたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 渡部美由紀	4. 巻 50号
2. 論文標題 集団的消費者被害回復訴訟における財産保全制度の課題とあり方	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 42-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 渡部美由紀	4. 巻 247号
2. 論文標題 取立訴訟（2） 執行債権の存否	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 122, 123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 渡部美由紀	4. 巻 2440号
2. 論文標題 〔判例評論〕 年金保険金（年金）支払請求権の差押命令の申立てにつき、特に生計の維持のために保険金の受給の必要がなかったとして、差押禁止債権該当性を否定した事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 122, 126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 渡部美由紀	4. 巻 69巻6号
2. 論文標題 弁護士会照会の報告義務の存否をめぐる紛争の仲裁可能性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 越山和広ほか編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 -
3. 書名 本間靖規先生古稀祝賀論文集・手続保障論と現代民事手続法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------